

平成 30 年度税制改正(地方税)の概要について

平成 30 年度税制改正大綱のうち、主に市税に関する概要についてご報告します。

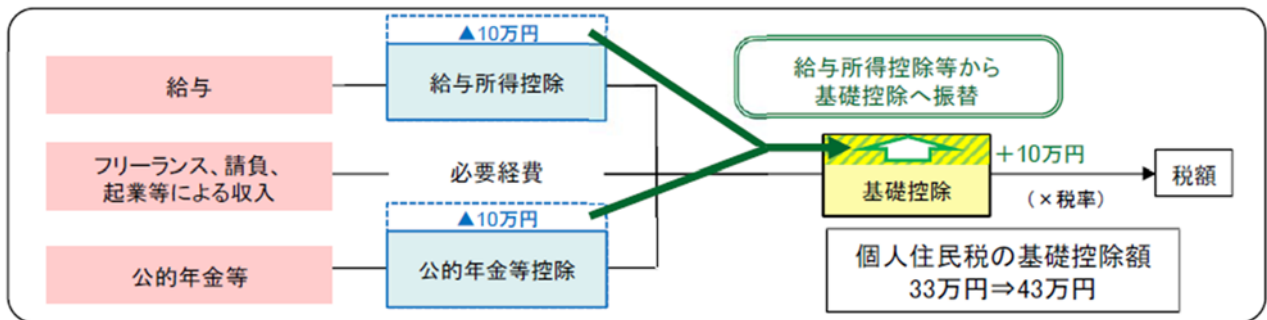
※を付している項目は、現時点で条例改正が想定される項目となっており、今後、地方税法等の改正が行われた場合には、横浜市市税条例の改正を行ってまいります。

1. 個人住民税の見直し (平成 33 年度分～)

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。

◎ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- 給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引上げ。



◎ 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除額の上限が適用される給与収入を1,000万円から850万円に引下げ。
- 給与所得控除の上限額を220万円から195万円(注)に引き下げる。
 (注) 基礎控除への振替分(▲10万円)に加え、給与所得控除の上限額をさらに15万円引下げ
- 子育てや介護を行っている者(注)には負担増が生じないように措置。
 (注) 子育てや介護を行っている者…23歳未満又は特別障害者である者を扶養する者等

◎ 公的年金等控除の見直し

- 公的年金等収入が1,000万円超の場合、公的年金等控除額に上限を設定。
 ・控除の上限額：195.5万円(基礎控除への振替に伴う10万円引下げ分を含む。)
- 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、公的年金等控除額を引下げ。
 ・他の所得が1,000万円超：▲10万円、2,000万円超：▲20万円

◎ 基礎控除の見直し

- 基礎控除額について、合計所得金額2,400万円(給与収入2,595万円)超で遡減し始め、2,500万円(給与収入2,695万円)超で消失する仕組みを設ける。

2. 固定資産税・都市計画税 (※)

◎ 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援 (償却資産)

- 地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税をゼロ以上2分の1以下とすることを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設。

(注) 平成28年度に創設した、中小企業等経営強化法による現行の特例措置は、平成31年3月31日の期限到来をもって廃止。

◎ 税負担軽減措置 (家屋・償却資産)

- バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設。
- 新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長。
- 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の一部拡充・延長等。

3. たばこ税の見直し (※) (平成30年10月1日～)

◎ たばこ税率の引上げ

国と地方のたばこ税の配分比率1:1を維持した上で、たばこ税率を3段階で引上げ(国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円)。

(税率:1,000本当たり)

市たばこ税	現 行	改 正 案		
		H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1
	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円

◎ 加熱式たばこの課税方式の見直し

国のたばこ税と同様、加熱式たばこに係る課税方式の見直しを実施。

(加熱式たばこの製品特性を踏まえて見直し、5年間かけて段階的に移行。)

4. 地方税の電子化

◎ 共通電子納税システム(共同収納)の導入

- 複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とすることで、全ての納税者が簡便・正確に納税等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するため、全地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織(eLTAX)を活用した共通電子納税システムを導入。

(注) 法人住民税、法人事業税、個人住民税(特別徴収分)等について、平成31年10月から導入。

◎ 大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化

- 国税と同様に、資本金1億円超の普通法人等に対して、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の電子申告を義務付け。(平成32年度～)

5. 森林環境税（仮称）等の創設【国税】

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

○ 森林環境税（仮称）の創設（平成36年度から課税）

納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して課する 国税
税 率	1,000 円（年額）
賦 課 徴 収	市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収
国への払込み	都道府県を経由して全額を国の譲与税特別会計に払込み

○ 森林環境譲与税（仮称）の創設（平成31年度から譲与）

（注）森林環境税が創設される前年（平成35年度）までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応する。

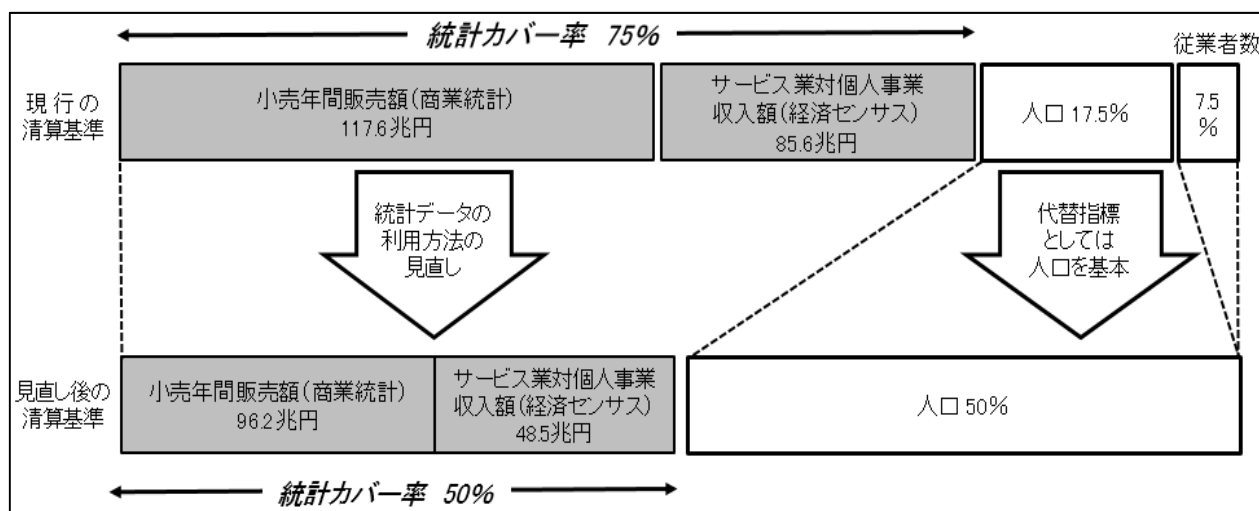
譲 与 総 額	森林環境税（仮称）の収入額（全額）に相当する額	
譲 与 団 体	市町村及び都道府県	
使 途	市 町 村	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
	都道府県	森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用
譲 与 基 準	市 町 村	総額の9割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分 （注）私有林人工林面積については、林野率により補正
	都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分
使 途 の 公 表	インターネットの利用等の方法により公表	

6. 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し【都道府県税】

地方消費税の清算基準について、社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、抜本的な見直しを行う。

(平成30年4月1日以後の清算から適用)

- 現行の清算基準に用いられている、小売年間販売額等の統計データのうち、持ち帰り消費等が多い業種（例：百貨店）等を除外。
- 上記に伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外（50%）の代替指標を人口とする。



(参考) 平成30年度税制改正による主な改正の適用時期及び影響額

税目	改正項目	適用時期				平年度ベースの影響額 (※1)
		30年度	31年度	32年度	33年度	
市税	個人住民税				▶	ほぼないものと見込んでいます
	市たばこ税		▶			約+40億円
県税交付金	地方消費税	▶				約+20億円

(※1) 平成30年度当初予算をベースに、機械的に試算したものです。